

國學院大學学術情報リポジトリ

丹後国田辺藩の「徒罪」について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高塩, 博 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001131

丹後国田辺藩の「徒罪」について

高 塩 博

はじめに

- 一 徒罪制度の創設
- 二 徒人小屋の建設と運用の開始
- 三 徒罪の種類と刑期
- 四 徒人の処遇法(一)
- 五 徒人の処遇法(二)
- 六 盗犯に適用の徒罪と懲治等のための徒罪
- 七 徒罪の目的と幕府人足寄場
むすび

はじめに

1

田辺藩は、譜代大名牧野氏が丹後国加佐郡に三万五千石を領有した小藩である。寛文八年（一六六八）、田辺城主の外様大名京極高盛が但馬国豊岡に移封されたのにもない、牧野親成^{ちゆしげ}が河内国高安からこの地に入り、以後、

明治を迎えるまで牧野氏が十代にわたって治めた。

第七代藩主牧野豊前守以成^{もちしげ}の文化七年（一八一〇）、田辺藩は「徒罪」という名の刑罰制度を創設した。徒罪は、犯罪人を施設に拘禁し、所定の期間を労働に従事させる自由刑である。本稿は、田辺藩の徒罪がどのような趣旨にもとづいて創設され、どのような内容をもつ刑罰であったかを考察するものである。諸賢の御批正が得られるならば幸いである。

本稿が用いる主たる史料は、「御条目之事」（舞鶴市西図書館蔵の複写本）、「博奕はた商其外徒罪入牢一件」（香川大学附属図書館神原文庫蔵）、「刑罪筋日記抜書」（京都府立総合資料館寄託谷口家資料）および「公事出入吟味物進達留」（綾部市資料館蔵）の四点である。「御条目之事」はもっぱら徒罪に関する記事を収録した書であり、文化八年九月もしくはそれから程なくの頃にまとめられたと考えられる。すなわち、この史料によって徒罪創設時の諸相を知ることができるのである。

「博奕はた商其外徒罪一件」（以下、「徒罪入牢一件」と略称する）は、表題に示されるように、博奕、はた商い、徒罪、牢に関する記事で構成され、全三二項目にわたる。徒罪記事はそのうちの第十一項から第二十二項までであり、文化七年から嘉永四年（一八五二）にいたる記事を採録する。従って、この史料は嘉永四年ごろの徒罪制度の内容を伝えていると考えられるから、「御条目之事」と比較することによって、徒罪制度の変遷の幾分かを知ることができる。

「刑罪筋日記抜書」は、罪種ごとに類集した刑事判例集である。田辺藩の郡奉行役所に備え付けられていたもので、「盜賊」一冊、「博奕」一冊、「掟背」四冊など、現在十種十七冊が伝えられる。この判例集に徒罪判決を少なからず見出すことができるのであり、もって徒罪という刑罰と犯罪との関係がおおいに明らかとなるのである。

「公事出入吟味物進達留」は、郡奉行所公事方が上申し下達をうけた一件書類の控である（表題を「公事出入吟味物進達扣」とする簿冊も存する）。この一件文書から判決の部分を出し、罪種等に分類編集したのが「刑罪筋日記抜書」である。それぞれのより詳しい史料解題は前稿「丹後国田辺藩の博奕規定と「徒罪」⁽¹⁾」を参照していただければ幸いである。なお、論述の都合上、前稿と重複する記述が若干存することをお断りしておく。

一 徒罪制度の創設

文化七年（一八一〇）正月、田辺藩は徒罪という刑罰制度を設けることを決定した。徒罪制度創設の提案とそれを裁可した旨の記事が、「御条目之事」の冒頭に左のように記されている（「徒罪入牢一件」第十九項および第二十一項にも同じ記事が存する）。

博奕其外御領分追払等被 申付候者不少候、追放は於他国居所并無縁を苦ミ、及積年本心ニ立帰り悔先非、御慈悲相願、御赦免被 仰付候ものも間々有之候得共、多分艱難ニ苦ミ、其罪増長シ、生涯身ヲ持兼可申、強て死刑ニ及候者モ可有之、尤生国ニて難誠迎猥ニ他領え追放候て、於他国其罪犯ス時ハ終ニハ餘人えも押移候様可相成、他国え其罪を譲り候道理有之間敷、殊ニ享保七寅年被 仰出候御書付ニも、近年於 公儀ハ追放先ハ無之間、於国々所々ニも其旨を存、猥ニ追放有之間敷旨、然とも品ニより追放申付却て可然者も可有之、其段ハ格別之旨被 仰出候、雖然罪之輕重ニ依て夫々御仕置被 仰付候儀、博奕筒取等家業同前之族も有之、不輕は追放遠島相当り之者も可有之候、追放遠島を省キ令永牢も畢竟無益被存候、右等之者ハ不拘輕重、成丈徒罪申付、年齢強弱ニ順ヒ日中日傭ニ使之、^(マモ)最天氣晴雨ニ応、内外之持為致、其賃料を量貯置、夫々定数日を経て歸

村申、農業之手段無之者共へハ、少分之田畑求之候価下ケ遣候ハ、為ニも可相成哉、常産相定候時ハ自然ト犯罪相減候道理ニも相当り可申歟、依之於嶋崎畑之内ニ徒人小屋と名付建之候上ハ、為取メ中間定出人乞人差添、昼之内相詰、暮六ツ時メ明六ツ迄錠メ切置為引取候積り、今般評議之上相伺之候処、其通被 仰出候事、

文化七^庚午年正月

この記事によると、田辺藩の徒罪は次のように提案されている。すなわち、(1)「博奕筒取等家業同前之族」については、罪の軽重にかかわらず「成丈徒罪」に処すようにすること、(2)刑期中は年齢や身体の強弱に応じて、晴天には日雇いの労働、雨天の際には屋内作業に従事させること、(3)これらの徒役には「賃料」を支払ってこれを貯蓄させること、(4)刑期を終えて帰村するとき、「農業之手段無之者共へハ、少分之田畑求之候価下ケ遣」すこと、(5)徒罪囚の収容施設を「徒人小屋」と名付け、これを嶋崎畑の内に新築すること、(6)徒人小屋の現場監督として中間一人を常駐させ、夜間は施錠して中間を退勤させることなどである。

徒罪制度を創設する背景として、右の記事はその前段に「追放は於他国居所并無縁を苦ミ（中略）多分艱難ニ苦ミ、其罪増長シ、生涯身ヲ持兼可申、強て死刑ニ及候者モ可有之」と述べ、さらに「生国ニて難誠迎猥ニ他領え追放候て、於他国其罪犯ス時ハ終ニハ餘人えも押移候様可相成、他国え其罪を譲り候道理有之間敷」とも述べて、領分外追放が矛盾と弊害をはらんだ刑罰であることを指摘している。指摘するにあたって、提案者は「殊ニ享保七寅年被 仰出候御書付ニも、近年於 公儀ハ云々」として、幕府の触書を引き合いに出している。その触書は、享保七年（一七三二）二月の「科人追放之事」のことで、それは領分外追放の刑罰の原則禁止を諸領主に指令したものである。²⁾九十年近く前の幕府触書ではあるが、それを持ち出すことで提案の正当性を権威づけたのである。

右の提案は、その末尾近くに「常産相定候時ハ自然ト犯罪相減候道理ニも相当り可申歟」と述べ、釈放後、農業

などの生業に就いて「常産」を得れば、犯罪が減少すると指摘している。すなわち田辺藩は、追放刑の矛盾と弊害を抑制するという目的に加え、博奕犯罪者の社会復帰という、より積極的な目的をもって徒罪の創設を決断したのである。

二 徒人小屋の建設と運用の開始

徒罪制度の制定を決めた翌月の二月四日、三奉行の林六三郎と庄門堅蔵の両人は、下僚どもをひきつれて嶋崎新畑に赴き、収容施設の建設用地を接收し、その用地に同月二十日より水戸浚渫の土を盛ることを指令した。同年六月三日には、収容施設に通じる道の拡幅を指示し、小屋建設の場所を確定して建築を命じた。このことが「御条目之事」に左のように見えている。

一文化七年二月四日、三奉行林六三郎・庄門堅蔵、下役関根□介、同心佐野六郎右衛門・河田惣右衛門・□野廉八、水戸筋見分之節、嶋崎新畑之内ニて右新建小屋地之場所引上ケ、同廿日ヨ水戸浚上ケ土申付、六月三日、小屋へ之道幅広ク申付、右歩畝之儀ハ建仕廻、地面相極候後改可遣旨申達、場所相定、間数門之小屋新建申付候事、

右の史料では、徒人小屋の間数の数字が空白となっているが、嶋崎新畑に建築した小屋の規模は、後掲する「徒罪入牢一件」第十九項によると、梁二間半、長さ三間の大きさで、これに幅一間、長さ六間の前庇がついていた。徒人小屋の完成は文化七年六月七日のことであり、この日さっそく入牢者一人を徒人小屋に移した。このことが「御条目之事」に、

文化七午六月七日

一右徒人小屋出来ニ付、入牢もの者人今夕々差遣ス、食事等先当分是迄之通中屋敷より為差出候事、と記されている。「中屋敷」とは牢屋敷のことであろう。徒人小屋の完成した六月七日に徒人一人を収容したから、徒罪制度の運用開始日は文化七年六月七日のことである。

なお、徒人小屋は運用開始から約二十年後の文政十二年（一八二九）になって、長さ六間に幅一間の瓦葺きの庇が西側に増築された。⁽³⁾

徒人小屋の役人 また同日、水戸懸り同心三名を徒人小屋懸りに任命するとともに、徒人の処遇について左のように指示した（「御条目之事」）。

一水戸懸り同心三人、右徒人小屋懸り申付候、尤是迄之入牢之者トハ取扱少々ゆるめ、紙張ふとん等入遣シ、親類之者等逢度趣申出候ハ、懸り之者承り届為逢遣シ候様申達候、其外諸事取計等之儀為申聞置、

徒人小屋を管理監督する役割は、同心身分の者三名が担当したのである。この同心に対しては同年十一月六日にも、その勤務について、

文化七午十一月六日

一同心之内、博奕并盜賊方掛り勤方之儀ハ、類勤之旨申合ニ不及、身分え引請存寄通り銘々ニ相勤候事、との通達がなされた（「御条目之事」、「徒罪入牢一件」の第二十一項「輕徒罪日数定之事」）。徒人小屋の現場においては中間が看守役を勤めた。⁽⁴⁾ 徒人を初めて収容した日、中間の勤務内容について左のような通達が発せられた（「御条目之事」）。

文化七午六月七日

一 中間忸人御勘定奉行を請取、徒人小屋取を番旁諸事為働方等心得之儀申付、猶懸り之ものを差図可承旨相達ス、尤用事有之、外え罷出候節ハ錠おろし鍵ハ懸り之者方ニ可預置候、其外朝六ツ時を暮六ツ時迄小屋へ罷出、夜分ハ錠おろし置、可引取様申付候、

徒人小屋懸りという役職が田辺藩の行政機構中、どの役所の管轄下に置かれたかは不明である。後述するように、徒人小屋の施錠と解錠は町同心が出向いてこれを行なうので、徒人小屋懸りについても町奉行所が管轄したかも知れない。識者のご教示を乞う次第である。

三 徒罪の種類と刑期

「御条目之事」は、「徒罪」の種類と等級などについて、

文化八未九月六日極

一 徒罪之事、重中輕三段ニ定、各五等アリ、左ニ記ス、

輕徒罪 小屋不入

一六ヶ月 一十二ヶ月 一十八ヶ月 一廿四ヶ月 一三十ヶ月

中徒罪 小屋入

一二ヶ月 一四ヶ月 一六ヶ月 一八ヶ月 一十ヶ月

重徒罪 小屋入

一ヶ月 一ヶ月半 一二ヶ月 一二ヶ月半 一三ヶ月

罪之依輕重、如右徒人遣シ、然共至テ罪之輕キものハ小屋へは不遣、用儀之節招呼、六ヶ日〆卅ヶ日迄、日数罪ニ応シ徒役為相勤、勿論重科之者ハ重徒罪、猶品ニ〆重キハ追放ニモ申付候事、

と記す。田辺藩の徒罪は輕徒罪、中徒罪、重徒罪の三種類であり、輕徒罪は日数、中徒罪は月数、重徒罪は年数による、それぞれ五等級の刑期があつた。六日間がもつとも短期で、三ヶ年がもつとも長期である。ただし、輕徒罪の者はこれを徒人小屋へ收容しなかつた。右の記事は輕徒罪に「小屋不入」と注記し、また「然共至テ罪之輕キものハ小屋へは不遣、用儀之節招呼、六ヶ日〆卅ヶ日迄、日数罪ニ応シ徒役為相勤」と説明する。輕徒罪は判決申渡のちその者を自宅に戻し、藩当局は必要に応じて呼び出して判決の日数だけ使役したのである。左の判例は、輕徒罪の判決を受け、指定された作業場へ自宅から通つたことが分かる事例である。⁽⁵⁾

文化九壬申年七月四日

田中村百姓

一

与 八

其方儀、御林え立入、牛繫置候段、不埒ニ付、輕徒罪申付ル、

同村 同

其方悴才次郎儀、御林へ入込、下草苅候段、畢竟平日示し不相届故之儀、不埒ニ付、遠慮申付ル、

次兵衛

但、右与八儀、輕徒罪申付候間、小屋えは不差遣候ニ付、明五日〆毎日正六時、伊佐津川御普請所え罷出、川方差図之通相働可申候旨、御代官へ相達ス、

七月十日、次兵衛差免ス、

同月廿五日、与八差免ス、

田中村百姓の与八は軽徒罪の判決を受け、その翌日から毎朝六時に伊佐津川御普請所に通ったのである。働き始めてから二十一日目の同月二十五日に赦免となったから、与八の刑期はおそらく十八日であつたろう。このように、軽徒罪は自宅から作業場に通つて強制労働に従事したのである。その点で、徒人小屋に拘禁する中徒罪・重徒罪とは刑罰の性格をやや異にする。

中徒罪と重徒罪の判例は、前稿において少なからず掲出したのでここでは省略するが、田辺藩にはそのほかに「永徒罪」という刑罰が存した。恩赦によつて死刑を減軽する場合、「永徒罪」という刑罰を科すのである。左はその事例である。⁽⁶⁾

文化九壬申年八月九日

丹波町海老屋

一 (貼紙) 「小屋を抜出行衛不相知、追て吟味之上記スコト」

末十一月朔日入牢 孫兵衛

其方儀、徳兵衛・藤助・惣兵衛と同意いたし、森村大家・伊佐津村藤右衛門・高野由里村嘉右衛門・倉谷村市左衛門後家方へ罷越、鋸又は鉋等にて壁戸を切り破り忍入、衣類金子等盗取、其外物取ハ不致候得共、万願寺村久右衛門・吉原町兵五郎方へ罷越候始末、盗賊ニ相決、重々不屈ニ付、可被処死刑之处、此度松樹院様重御法事之赦ニ、以御宥免、から剃之上永徒罪被 仰付者也、

但、文化十一甲戌年九月六日

竹千代君様御誕生之依赦、永徒罪御免、重徒罪ニ被仰付候、

丹波町海老屋の孫兵衛は、盗賊の罪で死刑判決を申し渡される筈の処、松樹院(第六代藩主宣成^{よまぎけ})の「重御法事之赦」に遭い、「から剃之上永徒罪」に減じられたのである。⁽⁷⁾ 孫兵衛は、その二年後には竹千代誕生の祝儀の赦にも遭遇し、さらに減じられて「重徒罪」となった。⁽⁸⁾

なお、徒罪の等級を定めた前掲規定の末尾に「猶品ニ⁹重キハ追放ニモ申付候事」と記す点に注意する必要がある。田辺藩は、徒罪の採用によって博奕犯罪に適用する追放刑を抑制したものの、全廃した訳ではないのである。おそらくこの点は、享保七年の幕府触書がその末尾に「然とも（中略）品ニより追放被申付、却て可然趣も可有之候間、其段は格別之事¹⁰」と記した幕府の方針に準拠したのであろう。前掲した徒罪創設の提案書は、幕府触書のこの文言を引用している。

刑期中は強制労働に従事させた。徒罪提案書に「年齢強弱ニ順ヒ日中日傭ニ使之、^(ママ)最天氣晴雨ニ応、内外之持為致」とあるように、強制労働には「外働」と「内働」とがあった。「外働」はいわゆる構外作業で、日雇い稼ぎとして小屋外の作業場へ出かけるのである。時には田辺城内に入つての労働もあり、米蔵の俵直しに出役することもあった。このことが「御条目之事」に、

文化八末八月十六日

一 徒人之者、御城内御普請之節も遣ひ候事ニ付、罪人御門出入事故、御足輕頭へも御沙汰有之、其節ハ懸り同心召連罷越候事、

但、御蔵俵直し等ニて出入入用之所差支候節、徒人差出シ相弁シ候事も有之、尤中間十人申立之所へ十式人出ス、

と見えている。「中間十人申立之所へ十式人出ス」とは、中間十人分の仕事を徒人十二人で処理するという意味であらうか。「徒罪入牢一件」の第十九項「徒人小屋出来、諸道具渡物并同所定目、其外徒罪之もの之儀ニ付、諸事附込之事」もまた、同日の決定として左の記事を掲載する。

文化八末年八月十六日

一 徒人之者、以来御城内御普請所えも遣ひ候付、罪人之儀ニ付、御門入之儀御用番え申上候て、御足輕頭へ御沙汰有之候事、

（朱筆）「但、御蔵俵直シ等にて出人中間入用之所差支候節、徒人差出シ相弁候事も有之、尤中間拾人申立之処、十式人出ス、」

両方の記事は文言がやや異なるものの、同じ内容である。「徒罪入牢一件」がこの記事を載せたのは、嘉永年間においても、文化八年の決定通りに実施していたからであろう。

田辺藩は、「内働」の作業に藁細工を採用した。文化八年の博奕規定は、博奕宿の連坐として徒人の収容中、月々二十束の藁を納入することを五人組ならびに村に科した。⁽¹⁾これは、徒人の「内働」の「遣ひ藁」に用いるためである。

前掲の徒罪提案書に「内外之持為致、其賃料を量貯置」と記すように、「外働」「内働」ともに労働の対価として賃金を支払い、その賃金は蓄えさせたのである。その額は「外働」が多く、「内働」の方が少ない（第四節参照）。

四 徒人の処遇法(一)

徒人の処遇につき、前掲した文化七年六月七日の徒人小屋懸りへの指示には「是迄之入牢之者トハ取扱少々ゆるめ」と見えており、入牢者よりも寛容な処遇法として紙張り蒲団の使用および親類などとの面会の許可という具体的な指示を与えている。徒人小屋の設備と調度品ならびに徒人の処遇に関し、「徒罪入牢一件」第十九項に左のような記事がみえている（(1)～(7)は引用者の与えた番号である。⁽¹²⁾）。

文化七千年六月

(1) 一徒人小屋新建所ハ嶋崎新畑、

梁式間半 長三間

行六間 前庇 幅壹間

右之通出来ニ付、寺内町永牢揚り屋ニ入有之諸道具、并飯釜壹ツ新規相調、小屋へ相渡ス、

平鍋 壹ツ 茶釜 壹ツ

大釜 壹ツ 壺 壹ツ

杓大小 貳本 米洗桶 壹ツ

たらい大小 四ツ 摺鉢 壹ツ

飯櫃 壹ツ 水担荷 壹荷

居風呂桶 壹ツ 汲風呂釜ニ成、

此外米入箱、追々増候品有之、

(2) 一同所ニ堀貫壹ヶ所拵候事、

(3) 一右小屋朝六時暮六時、町廻り同心之もの罷越錠前ノ明致候事、

但、小屋并近所変儀之節は、町廻り之もの早速罷越、其節ニ応シ明置可申心得、

(4) 一徒人飯米賄之儀、玄米ニテ御番屋奉行ノ下役印形之通ニテ請取候、依之出入之節は御番屋奉行へ申遣候事、

但、米番之儀は徒人ニ番セ候、受取米之儀は、壹人一日ニ五合ニ付、外働之節は其働ニ応シ六合或は八合も給させ、足し米は同心之方ニテ米屋ノ買入、其外味噌塩之類も買寄、徒人共働候は、者々ニノ

日雇之積勘定仕立、毎月帳面差出させ、川掛り銀札之内より相渡賄候事、大体外働日雇之割、一日壹厘以上之働致候ものハ壹升扶持、以下之ものは七合五勺・八合位、内働は都合六合、病人は五合位と相賄候事、

(5) 一徒罪之もの初て小屋入之節は本縄掛、御免之節は腰縄掛け候得共、心得違も有之ニ付、文化十三年四月
 入共腰縄ニ相極候事、

(6) 一小屋入之内、百日迄ハ小屋扶持一日ニ付玄米五合も御免之上、其暮村方入致上納、百日過候得は百日餘之分不及上納候事、

(7) 一徒罪之もの正月三ヶ日并五節句・盆三日休日為致、闕所銀之内入人ニ付式分ツ、菜料差遣候処、文化十
 酉年入牢者極之節入、正月三ヶ日・盆三日、両度共一人ニ付菜料百文ツ、差遣候事、

右の記事(1)によると、徒人小屋にて日々用いる諸道具は、寺内町の永牢揚り屋より運び込んだ。それらは平鍋・茶釜・大釜・壺が各一個、杓大小二本、米洗桶一個、たらい大小四個、摺鉢一、飯櫃一、水担荷一、居風呂桶一(汲風呂釜)などであり、飯釜一個が新調された。¹³⁾「御条目之事」によると、そのほか、寝子駄、古蓆なども代官を通じて納入させ、徒人小屋に敷かせている。(2)によると、徒人小屋に掘り抜き井戸を造ることを命じた。飲料や煮炊きをする水の便に供するためであろう。(3)は徒人小屋の管理に関する規定である。小屋の開閉は朝夕共に六時に
 行い、町廻り同心がこれを担当する。徒人小屋およびその周辺に異常事態の発生した場合は町廻りの者が駆けつけることとし、事態によっては徒人の安全を確保するために切放の実行を想定している。

食糧と有償の強制労働 徒人の食糧についての規定が(4)(6)に存する。(6)に定める処遇法については、「御条目之事」にも、

文化七年十二月二十七日極

但、牢扶持上納之儀、入牢中ハ是迄之通り、徒罪申付百日迄ハ小屋扶持在方為相納、其余ハ何百日ニ至り候ても、此方為飯料差出ス、尤徒人小屋入長短ニかゝわらず、以来右之通り相定候事、

と見えている。この記事によるに、徒人小屋収容百日までの食糧は出身の村から納入させ、それ以降については徒人小屋がこれを支給することとした。(6)の規定もこれに同様の内容であるから、この取り決めは文化七年十二月に決定して以降、変更がなかったことになる。徒人の食糧を定めた(4)は、きわめて重要な記事である。徒人の飯米にあてる米は、一人一日五合として、番屋奉行から玄米で受け取った。しかし、「外働」の場合はその労働量に応じて六合から八合を支給することにしたので、不足分は米屋より買入れることとした。注目すべきは、但書のなかに「大体外働日雇之割、一日壹厘以上之働致候ものハ壹升扶持、以下之ものは七合五勺・八合位、内働は都合六合、病人は五合位と相賄候事」と記すことである。すなわち、徒人の強制労働は只働きではなかったということである。「外働」による日雇いで一厘以上の働きをする者には玄米一升を、それ以下の働きの者には七合五勺から八合くらいを、小屋内の「内働」に従事する者には六合を、病人には五合くらいをそれぞれ支給する。一日五合を食糧と生活費に宛てるならば、残りが徒人の収入となるのである。但書に「日雇之積勘定仕立、毎月帳面差出させ、川掛り銀札之内より相渡賄候事」と記すように、労働による収入は日々帳面に記入して、毎月、「川掛り銀札」のなかから支給する。労働時間は、後掲する「小屋内掛ケ札」に「朝六時為暮六時迄相働可申事」と記すように、日の出から日没までの長時間にわたった。

なお「御条目之事」によると、徒罪制度の草創期には徒人の食事を上賄いとすることができた。⁽¹⁴⁾

休日 (7)に休日に関する記事がある。それによると、正月の三ケ日、盆の三日間および五節句であり、年間に十一

日が徒人の休業日である。この日は、菜料として徒人一人あたり二分の銀を支給することとした。菜料支給はしかし、文化十年（一八一三）の改正によつて正月と盆のみに減り、その金額は百文である。徒罪制度の開始から翌年にかけての休日については、「御条目之事」に、

一 徒人之もの休日之事

文化七年十二月卅日

正月三ケ日

文化八未閏十二月廿八日

三月三日

文化八未九月七日

九月九日

但、正月三ケ日之間、為菜料一日壹人ニ付式分ツ、差遣ス、尤欠所銀之内に払之、

と見えており、正月三ケ日、三月三日、九月九日の五日間に過ぎなかった。休日は、その後順次増えたものと思われる。

取調べ中の拘禁と收容手続き 取調べの際は被疑者を牢屋に拘禁するのが従前からの方法である。しかし、容疑が博奕犯罪のみで徒罪判決となることが明白な者については、牢屋に拘禁せずにただちに徒人小屋に收容することにした。「御条目之事」はこのことを、

従前之例

一 都て吟味筋之者召捕候得ハ、一通り吟味之上先入牢申付、追々召出、日数不懸様吟味を詰、裁許可申付候事、

附り、召捕候節、吟味之上直ニ及白状、外ニ疑敷節も無之徒罪申付候罪之者ハ、直ニ小屋へ差遣候儀有之、

文化七年十二月二日

但、徒罪申渡、役所ノ小屋へ差遣候節ハ腰縄ニて差遣ス、又々呼出し候節も同断、尤品ニ手鎖懸ケ遣候儀も有之、

と記す（「徒罪入牢一件」の第十五項「村役人不届有之、役儀召放徒罪被 仰出候事」にも同じ記事が見られる）。上漆原

村の喜助と仁兵衛は、博奕犯罪の容疑で逮捕され、文化八年二月二十日、喜助は「吟味中入牢」となり、仁兵衛は「博奕いたし候趣ニ付令吟味候処、若キ時分ハ折々仕候得共、近年は不仕旨申ニ付、吟味中徒人小屋へ差遣ス」となつた。⁽¹⁵⁾ 仁兵衛に対する手続きは、右の「附り」の規定に基づくものであろう。この場合、徒人小屋は未決拘禁の場として機能したのである。

右の但書は、徒罪判決のちに徒人小屋に收容する際、腰縄を施すとしている。しかし、前掲記事(5)は、收容の際は「本縄掛」、釈放の際は「腰縄掛」と記すので、右の但書と齟齬する。前掲記事(5)は、縄掛け法を文化十三年(二八一六)四月に変更し、收容時も釈放時も共に「腰縄」によると記す。

なお、「徒罪入牢一件」第十九項は、年次を欠く左の記事を載せ、ここでも腰縄をかけての收容とする。

一 徒罪申付候ものハ、凡て腰縄にて小屋へ同心召連、尤空剃之ものハ、於小屋前町方髪結ニ為剃候事、

五 徒人の処遇法(二)

徒人小屋へは男性のみを收容したと思われる。それは、博奕宿の罪を犯した女性に対し、「押込」という刑罰を申し渡しているからである。夏間村久兵衛の母きのは、忤が出稼ぎに出た留守中、人集めして度々縄引博奕を催した罪を問われて押込の判決を受けた。きのの犯罪は博奕宿にあたるから、重徒罪が科されるべきである。しかし、きのは押込一ヶ月で済んでいる。⁽¹⁶⁾

徒人小屋掛札 「徒罪入牢一件」第十九項は、前掲の七項目の記事に続いて、徒人小屋入口と小屋内との二つの掛札の文言を載せている。

文化八末年四月、徒人小屋入口掛札、左之通

定

一無用之もの一切立入申間舗もの也

未四月

小屋内掛ヶ札、左之通

一火之元入念可申事

一高咄等不致、諸事相慎可申事

一酒、多葉粉停止之事

一朝六時より暮六時迄相働可申事

一働場所之外、堅徘徊致間舗事

右堅可相守もの也

「徒罪入牢一件」は、右に続いて

右之通ニ候得共、御普請場へ罷出候外、飯米請取ニ罷出候儀、并日々仕事積り諸事案内等ニ、川掛り其外同心
之方へ罷出候儀は有之、

と注記し、次のことを述べる。すなわち、徒人は小屋内で過ごすことが原則なのだが、構外作業のために普請場へ
出掛けるほか、川掛り役所や徒人小屋懸り同心のもとに用事で出向く場合があるというのである。

着衣と頭髮など 次に「徒罪入牢一件」第十九項は、徒人の着衣や頭髮等について左の四項目の処遇法を掲載す
る。

一 徒罪之もの外働ニ罷出候節は、布浚染筒袖之半てん、寒キ時分別物下ニ着いたし候儀勝手次第、股引之類不渡自分持合せ着致シ候儀勝手次第、右筒袖却て働ニ不宜候故相止、并袖ニ相成候、^(ママ並)

但、暑氣之節は浚団扇壹本ツ、遣候事、

一夜具蚊帳ニ至迄、并膳碗之類大鉢、居宅ニ差出、同心之者え申出、親類致持参候、宿無之ものハ蒲団壹枚、

夏向ハ紙帳并□椀板折鋪、闕所銀ヲ調遣候事、

一 壹通り重中輕共、徒罪之もの髪元くゝり計、

一 壹度博奕致シ徒罪ニ相成候もの、差免候後何年相立候共、又博奕致徒罪ニ相成候節は髪から剃、差免候迄坊主ニて入置、剃人髪結、

但、徒罪ニて壹度小屋入ニ相成候もの也、

構外作業時の服装は、当初は「布浚染筒袖之半てん」であつたが、筒袖はかえつて作業に支障をきたすのでこれを並袖に変えた。下着や股引は自分のものを着用することは自由であつた。蒲団、蚊帳をはじめとして食器類は自宅から差し入れさせた。つまり、個々人の使用する日用品は自弁なのである。しかし、無宿の徒人に対しては、これを官給とした。髪型については「元くゝり計」とあるので、髻を結わずに総髪としたのであろう。しかし、博奕再犯で徒人小屋に再入したものについては、髪結い職人に剃らせて坊主頭とした。坊主頭を「から剃」と称している。から剃をする場所は、徒人小屋の前である。⁽¹⁷⁾ 収容中の頭髮剃りについては、「徒罪入牢一件」第十九項が、左の記事を載せる。

文政二卯年極二月十九日

一 徒罪小屋入坊主之もの、月代剃候儀月ニ四度、定日左之通相極、町廻り之もの罷越為剃候様、下役共ニ同心

へ相達ス、

朔日 七日 十五日 廿二日

但、初て剃候節計髪結え申付、其後ハ同小屋入之もの有之候得は為剃候得共、坊主計小屋入ニ候得は、剃人無之故、定日之内も相減、髪結ニ為剃候、依之小屋へ剃刀并砥石等、小屋賄之内に渡置遣候、

この記事によると、髪結い職人の手を煩わせるのは収容時ばかりであり、収容中は月に四度、有髪の徒人が頭剃りを担当した。三年後の文政五年（一八二二）になつて、から剃に關して新たに左の規定を設けた（「徒罪入牢一件」第十九項）。

文政五年二月廿一日

一是迄科人空剃ニ申付候もの、後て差免候段ハ不相達振合ニ候得共、銘々存念も有之ニ付趣意申上候て、以来たとへハ徒罪之ものニても、徒罪ハ差免候てもからそり之儀ハ、別段御免不達内ハ為剃候事、

刑期満了と同時にから剃を免除するのではなく、から剃免除は別途にこれを許可することとしたのである。⁽¹⁸⁾ 薪の採取ならびに野菜畑について、「徒罪入牢一件」第十九項は次の記事を載せる。

一薪之儀、御立山或は宮木船着近キ所え、枯木徒人之もの取ニ遣し候得共、船着近キ所も少く相成候付、大休日々薪方同心之方ニて為積候上、御席へ申上、文政五年閏正月に御勘定奉行より、一日ニ入木壱人ニ付壱束ツ、暑寒無差別、人数ニ合郡奉行手形を以請、

右正月十七日極

一小屋汁之実も無之ニ付、出来之後新畑之内に畝計雜事畑付置、徒人ニ為作候事、徒罪創設当初、伐採禁止の藩有林あるいは宮木の船着き場近辺において枯れ木を採取して薪としていたが、採取

すべき枯れ木も少なくなったので、文政五年（一八二二）閏正月よりは勘定奉行から徒人一人につき一束の薪を仕入れることとした。又、野菜を栽培するために徒人小屋の建つ嶋崎新畑に「雑事畑」を設けた。耕作するのはむろん徒人であり、野菜は汁の具に用いるのである。

病囚に対する措置 病氣に罹った徒人には医者 の 診察と服薬を認めた。「御条目之事」はこのことを、

文化七年六月七日例

一 徒人小屋入之者、病氣之節入牢者同様医者ニ為見、服薬為致候事、
と記し、病囚の看護ならびに下痢をともなう伝染病の場合の対処については、

同（文化七年六月七日例―引用者註）

一 疔人小屋ニ罷在、病氣之節ハ、取メ番中間夜分も小屋ニ罷在致世話遣候事、

文化八末八月十六日

但、痢病等之様子ニ相見ヘ候間、服薬為致度旨懸り同心申出事、痢病等ハ外之者ヘも氣を請候ものニ付、町宿ヘ下ケ遣シ、服薬ハ勝手ニ為致候事、

と記す。病囚が出た場合は取メ番の中間が夜勤して看病に当たり、伝染性の病氣に罹った病囚については、感染を防ぐために「町宿」に預けて治療させた。徒人の病状が重くなつて、徒人小屋に収容しがたくなつた場合の措置については、左のように記す。

文化七年六月十四日

一小屋入之者病氣差重り、掛り之者申出、村方ヘ下ケ遣候節ハ、御代官ヘ相達シ、村役人并親類之者駕籠持参候得は、下役并掛り之同心、小屋ヘ罷越引出シ、快氣次第可申出旨申達ス、引渡遣ス、

「徒罪入牢一件」第十九項は、病囚の対処法を左のように記す。

一 徒罪之もの病氣之節は町医師え申付、同心之者差添罷越見せ候上、服藥為致候事、藥料入牢もの同断帖三分ツ、

一小屋入之もの病氣差重り候得は申上、其所之役人え預ケ居宅へ下ケ療治為致候儀、在方ハ御代官、町方ハ下役夫々役人へ相達、請取ニ罷出候得は下役夫申達、同心之方夫為相渡候事、

面会と親の大病、死去の際の配慮 面会に關しては、すでに述べたように徒罪創設時、徒人小屋懸り同心にこれを認めるように指示したが、「徒罪入牢一件」第十九項にも、

一小屋入之儀は入牢とハ訳違候ニ付、在町共親類之もの用儀有之、逢度旨同心之方へ願候得は逢せ遣候様心得、下役夫達置、

と見え、「小屋入之儀は入牢とハ訳違候ニ付」という理由をもって面会を認める。面会の許可は後々まで変更がなかったようである。

親の大病あるいは死去の際の徒人への配慮について、「御条目之事」は、左の記事を載せる。

文化八末九月十二日

一 徒人之者親大病ニ付、存生之内ニ為逢遣度候間、少之内村役人へ徒人御預ケ被下度旨村役人願出候得は、伺之上承届、為逢候上、村役人召連罷出候得は、又々小屋へ入置、尤承届遣候段懸り之者へ申達、掛り同心ヨリ村役人へ相渡シ遣ス、

文化八末九月廿四日

但、親大病之處、介抱致し候者も無之、殊之外及難儀候ニ付、為看病右徒人之者村役人へ御預ケ被下候

様願出候時、難相成儀ニハ候得共、実々難渋無相違趣ニ候哉得と遂吟味、評議之上相伺、御聞届之上村役人へ預ケ遣候事、尤少ニても快候ハ、申出候様申付下ケ遣ス、

臨終の床に伏せる親への面会、ならびに大病の親の看護のために徒人の手が必要な場合、村役人の責任において徒人を預け、自宅に戻ることを許容したのである。「徒罪入牢一件」第十九項もほぼ同趣旨の記事を載せる。左の通りである。

一小屋入之もの親大病、末期為逢遣度儀、或は病死等致し候節、居宅下ケ之儀、其所之役人、在方ハ御代官、町方ハ下役を以願出候得は申上、末期は大体一弑宿、相果候節は同両三日、急度此通と申候も無之候得共、見計ニ其所之役人え預ケ申付、承届下ケ遣候、渡方之儀下役も同心へ達、同心も村役人え相渡候事、

但、親重病、或は近親も無之、親長煩ニて無餘儀^{ツマ看}宥病之儀、親・村役人も願出候得は、与得承糺申上、少々及快方候迄下ケ遣候儀も有之、

縁坐など 徒人に対する処遇が入牢者よりも緩やかなことはすでに見たとおりであるが、徒人の家に対する処遇もまた寛大であった。入牢者を出した家については戸メという謹慎処分を科したが、徒人を出した家の場合は戸メとはならなかった。「入牢トハ訳違候事故」という理由をここでも述べている。「御条目之事」は、このことを左のように記す。

文化八未閏二月廿二日例

一町方之もの入牢申付候得は、家内之もの戸メ相慎罷在候事ニ候、然ル所徒罪申付候者も右振合を以、家内持相止メ戸メ慎罷在候得共、貧窮者等難渋之趣相聞候得は、入牢トハ訳違候事故、戸ヲ為明ケ候事、

「徒罪入牢一件」もまた同じ記事を載せるので(第十六項「町方之者入牢申付候得は、家内之もの慎之事」)、この処

遇法はその後も長く続いたのである。

村の経理に精通する村役人が徒罪に処された場合、村の会計処理にあたらせるために徒人を一時的に帰村させることがあった。そのことが、「徒罪入牢一件」の第十五項「村役人不届有之、役儀召放徒罪被仰付候事」に、

文化八末十月六日例

一村役人不届有之、役儀召放徒罪申付候処、村勘定之儀ニ付掛合之筋有之ニ付、村方へ御下ケ被為下候様役人相願候得は、申上届_レ承、村役人へ預ケ遣候事、尤勘定相済次第早々召連罷出候様申付候事、

と見えている。徒人に対する処遇が比較的寛大であったことは、ここにも見てとれる。

恩赦の手続き 徒人はしばしば赦の恩典に浴した。「御条目之事」は恩赦の手続きを左のように記録している（「徒罪入牢一件」第十七項「重キ御法事有之、徒罪之もの為赦御免、其節見樹寺おゐて役人席付絵図之事」も同じ記事）。

文化八末五月十五日例

一重キ御法事有之、徒罪之者為赦御免之節ハ、小屋_ハ見樹寺下迄朝六ツ時前腰繩ニて引出置、呼出シ候節ハ繩をとき呼出シ、三奉行・御目附立会、在方ハ御代官出席ニて朝六ツ時過申渡ス、尤見樹寺も御目付之次へ罷出ル、此方申渡候跡ニて人別御赦之難有旨為申聞候、

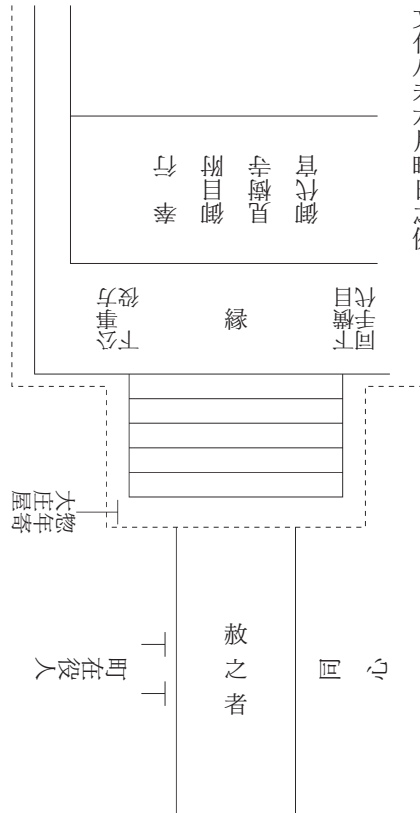
但、村中五人組過役等差免候節ハ、御代官へ申達シ、於役所御代官_ハ相達候事、

御赦之節、町年寄・大庄屋等御目見へ之者共、於見樹寺拝礼仕候節ハ、麻上下之儘ニて罷出ル、定例之通り也、

恩赦を申し渡すのは見樹寺においてである。見樹寺は山号を海岸山と称す浄土宗の寺で、藩主牧野家の菩提所である。「御条目之事」は、見取図をもって恩赦申渡の席に臨む人々の配置を示しているので、左に掲げよう（「縁」

の文字は、「徒罪入牢一件」第十七項によって補った。

文化八末六月晦日之例



右の配置図は、文化八年（一八一二）六月晦日の事例であるが、この日、第六代藩主宣成ふさしげの没後百日の法要（「松樹院様御百ヶ日」）が営まれ、そのときに重法事の赦が出されたのである。徒人三人、領分外追放の者三人をはじめとして総勢十七人、およびこれらに縁坐、連坐の者が恩典に浴した。¹⁹⁾

六 盗犯に適用の徒罪と懲治等のための徒罪

徒罪創設の提案書が「博奕筒取等家業同前之族（中略）ハ不拘輕重、成丈徒罪申付云々」と記すように、徒罪は

博奕犯罪に適用することを目的とした刑罰である。各種の博奕犯罪にどのような徒罪を適用したかについては、前稿において詳述したところである。⁽²⁰⁾しかし、徒罪が博奕犯罪のみに限定した刑罰であったかといえ、そうではない。他の犯罪にも適用したのである。文化七年十二月二日の徒罪判決に、但書をもって左の注記が施されている。⁽²¹⁾

但、嶋崎徒人小屋、文化七^{庚午}年六月七日出来ニ付、此以来博奕打并小科之者等小屋入被 仰付候、

徒罪は第一義としては博奕犯罪に適用することであったが、その他の「小科之者等」に対してもこの刑罰を用いたのである。軽徒罪の判例を第三節に紹介したが、それは藩有林のなかに牛を繋ぎ止めたという、いたって軽微な犯罪に適用した事例である。⁽²²⁾また田辺藩は、天保十五年(一八四四)六月二十九日、次の違法行為に対して軽徒罪を科すと定めた。それは人別改の際、「他国出」すなわち他領に出ていて十一日以上戻らなかった場合、および無許可で「他所稼」をしていた場合とである。⁽²³⁾

徒罪は時としてこれを盗犯に適用することがある。竹屋町金物屋の長左衛門に厄介となっている熊次郎は、欠落して行方をくらまし、その最中に盗みを働いた。文化十一年(一八一四)六月の左の判決は、その罪によって熊次郎に徒罪を申し渡したものである。⁽²⁴⁾

文化十一^{甲戌}年六月十一日

竹屋町金物屋

長左衛門厄介

一 文化七^{庚午}年十二月欠落届、尋中之者

四月四日入牢 熊次郎

其方儀、城屋村五郎作方ニ於て財布沓ツ盗取、内ニ錢十八錢・銀札沓分有之を遣ひ捨、扱又智忍院輕藏ニおゐて経文沓卷・懸物七幅・硯石沓ツ并多ば粉等可盗取所存ニて風呂敷ニ包置逃去り、其上両日も右輕藏ニ忍入罷在候始末、盜賊之仕業ニ相聞、不届ニ付、徒罪被仰付者也、

但、文化十二^丙子年四月四日差免ス、

熊次郎は、入牢日からちようど二年後に釈放となっている。未決拘禁の期間を刑期に算入するならば、その刑は重徒罪二年である。

続いて同年七月、寺内町白杉屋喜兵衛の悴与三吉もまた盗みの罪によつて徒罪に処された。⁽²⁵⁾

文化十一^甲戌年七月十九日

寺内町白杉屋

喜兵衛悴

一

五月朔日入牢 与三吉

其方儀、当三月以来両所え忍入、品々盗取内、拾壹ツ・白木綿老反・傘老本は知音之者え預置、残品々は引土新町利八相頼、塩屋善左衛門、丹波屋嘉右衛門方え實物ニ取遣ニ銀札借請落、きもの共付合入用ニ不殘遣捨候始末、不届ニ付、徒罪申付ル、

但、此訳同心秋田蔵介・牛田俊蔵合宿長屋ニ関根藤三郎預ケ置候品并居町隣家并筒屋利介方え這入、衣類雜物品々盗取、知音之者え預ケ置、又は實物ニ置候者、

文化十三^丙子年四月四日差免ス、

与三吉の刑期は入牢の期日から約二年ほどであるから、その刑もまた重徒罪二年であろう。

盗犯に適用した徒罪判決は、文政四年(一八二二)にも存する。それは、西神崎村元右衛門悴鶴松の一件である。⁽²⁶⁾

文政四^辛巳年十月四日

西神崎村元右衛門悴

一

入牢 鶴松

其方儀、去ル寅年三月以来、於村方ニ人家又は浜辺ニ繫キ有之船ニ参り折節、人も不居合ニ付、与風惡心出、白米壹斗九升計り、錢壹貫貳百文・銀札六十匁五分、其外雜物等度々ニ盜取、都合十四度ニおよび候始末、不届ニ付、から刺之上徒罪申付ル、

但、翌午四月十三日、から刺差免ス、同年八月十三日御赦、

靄松は都合十四度の盗みが罪に問われ、「から刺之上徒罪」の刑を申し渡された。判決から一年一ヶ月後の文政五年八月十三日、「峯樹院様貳百五拾回御忌御法事之赦」の恩典に浴して釈放となつた。⁽²⁷⁾従つて、靄松の場合も刑期は不明ながら重徒罪である。このように、盗犯に対して徒罪を科す場合があつたのである。

徒罪は刑罰としてのみならず、行状悪しき者に対する懲治という目的のためにこれを適用することあつた。文化十五年（一八一八）四月九日落着の左の判決は、由良村の伊三郎に「徒人小屋へ遣置」と申し渡した一件である。

文化十五戊寅年四月九日

由良村松下

年十四才 伊三郎

一其方儀、御法度を背小博奕致シ、打負候錢返済之手段ニ差支候迎、度々小盜致候段、不届ニ付、急度可申付処、幼年もの之儀、別て弁なき者相聞候ニ付、格別之御慈悲を以徒人小屋へ遣置候間、難有奉存、心底相直候様可致、

但、翌卯年十一月十八日差免候、

伊三郎は十四歳の年少者である。それ故、藩当局は「幼年もの之儀、別て弁なく相聞候ニ付、格別之御慈悲」をもつて徒人小屋へ収容する旨を、村庄屋および年寄を介して家の者に伝達した。⁽²⁸⁾右判決の表題中には「為懲之徒人小屋へ遣置候者」という文言が見え、判決文は「心底相直候様可致」と結んでいる。判決はまた、「徒罪」といわ

ず「徒人小屋へ遣置」と記している。この判決は小博奕、小盗に対する徒罪ではなく、幼年者に対する懲治として徒人小屋収容を申し渡したものと(29)言えよう。

文政四年(一八二二)七月二十三日落着の左の一件は、吉坂村の百姓惣左衛門に「懲しめ之ため徒罪」を申し渡した判決である。惣左衛門は耕作を親類任せにする怠け者であり、これを懲治するために徒罪を科した事例である。(30)

文政四辛巳年七月廿三日

吉坂村百姓

惣左衛門

一作方の儀は、身分年之届候程可致耕作害之処、人数之多少強弱之儀も無弁、年々不作いたし、親類共之任助力ニ不働いたし候段、不埒ニ付、懲しめ之ため徒罪申付候、

文政五壬午年十二月廿日

一

右同人

其方儀、家業不精之趣相聞候付、為懲徒罪申付置候処、此度諸親類村方一同御憐愍之儀相願候ニ付、徒罪御免被成、然共存寄も有之ニ付、居村之外徘徊差留置、以後心底を相改、村役人親類之申旨ニ随ひ家業出精可致、

惣左衛門は、特段の罪を犯したのではなく、勤労意欲を著しく欠いているだけなのである。その性根を立て直すべく、徒罪処分したのである。したがって、この徒罪処分は親類村方一同の申請によったと考えられる。一年五ヶ月間の徒人小屋収容の後、親類村方一同の歎願によって釈放された。その際、居村外への徘徊禁止を命じられるとともに、「以後心底を相改」めて家業に励むことを申し渡された。このように、懲戒を加えて前非を悔い改めさ

せるという役割を徒人小屋に負わせることがあったのである。

徒人小屋はまた、懲戒をもつばらの目的として利用されることがあった。文化八年三月、八田村仙右衛門の親類五人(甥三人、従弟二人)および五人組の者三人は、日常は勿論、仙右衛門宅に葬儀があらうとも彼との交際をすべて拒絶したために、「徒人小屋入」の処分を受けた。親類五人は日数四日、五人組の三人は八日で免じられたが、放免の際に彼らを「役人共猶又親類、睦敷可為致」と誡めている。⁽³¹⁾このように、不心得者を誡めるために徒人小屋に収容する場合が存したようである。

盗犯に徒罪を科した事例中、竹屋町熊次郎一件ならびに寺内町与三吉一件については、「公事出入吟味物進達留」⁽³²⁾巻に一件書類の控えが遺されており、そこに記された判決案と判決文とに注目する必要がある。すなわち熊次郎(年齢未詳)については判決案、判決文ともに「敲可申付処、手離候ては追々悪事増長可致趣ニ付、徒罪」というものである。⁽³³⁾一方、与三吉(十八歳)の判決案は、

敲相当之者ニ可有御座哉ニ奉存候得共、手放シ候てハ心底相改候程無覚束ニ付、徒罪被仰付置、睨と相改候て御免御座候様仕度候、

というものである。判決はこれに基づいて、「敲可申付処、手放候ては心底相改候程無覚束候ニ付、徒罪」となった。⁽³⁴⁾熊次郎および与三吉に適用すべき本来の刑罰は敲なのである。敲という刑罰は、執行後ただちに釈放となる。しかし熊次郎や与三吉の様子から判断するに、ただちに自由の身としたのでは、盗みをはじめとする悪事を重ねるのが目に見えている。そのため、敲の換刑として徒罪を適用したのである。⁽³⁵⁾徒罪に換える理由は、——右の判決案に「徒罪被仰付置、睨と相改候て御免御座候様仕度候」と見えているように——服役中に人間性が改まることを期待するからである。

文政四年の西神崎村竊松一件については、「公事出入吟味物進達扣」三に一件書類の控えが存する。それによると、竊松は二十歳であり、彼を徒罪に処する理由について、この一件を担当した堀豪介・宇慶恭介は「御仕置附」に「敲相当と可相伺之处、手放候ては心底相改候程も無覚束奉存候ニ付」と記している。⁽³⁶⁾ 敲に換えて徒罪を適用する理由は、熊次郎や与三吉の場合に同じである。注目すべきは、堀、宇慶が「御仕置附」の別紙に述べる次の記事である。

御家ニ輕キ盗いたし候もの徒罪被 仰付候儀御座候付、其例ニ見合可相伺处、徒罪は博奕又は身持不埒之ものニ被仰付候得は、輕ク候共、盜賊之義、徒罪と被 仰付候ては難相当哉ニも評議仕候ニ付、別紙之通相伺候、この記事によると、徒罪は博奕犯罪と「身持不埒之もの」に適用するために設けた刑罰であった。つまり、前掲の由良村伊三郎および吉坂村百姓惣左衛門の一件は、まさに「身持不埒之もの」に適用した事例である。しかしながら、敲に該当する者であっても「手放候ては心底相改候程も無覚束」き場合、これに徒罪を適用し、刑期中に人間性を立て直そうと試みたのである。それ故、改善の見込みの大きい若年者（与三吉十八歳、竊松二十歳、熊次郎は未詳）に適用しているのである。⁽³⁷⁾

七 徒罪の目的と幕府人足寄場

右に見たように、盜犯に適用する徒罪にしても、また「身持不埒之もの」に用いた徒人小屋入にしても、収容者の人間性を改善することを目指した刑罰であり懲治であった。博奕犯罪に適用する徒罪も、やはり前非を悔い改めて、再びもとの社会に戻ることを目指した刑罰であった。それだからこそ、徒罪の労役に賃金を支給してこれを蓄

えさせたのである。

恩赦の適用によって徒罪を免ずる際、生計が成り立たないほどの困窮はなほだしい者に、当座の生活資金を給して釈放する場合がある。南山村の浅右衛門以下十三人は文化九年三月十九日、「松樹院様」すなわち第六代藩主宣成一周忌の赦に際し、その恩典に浴して釈放された⁽³⁸⁾。彼らは、いずれも博奕犯罪による徒罪囚である。十三人中、五人に二十匁から八十匁の銀札が支給された。「刑罪筋日記抜書」は、このことを「右之者、甚難渋人にて村方へ帰り候ても難渋之趣相聞へ候ニ付、徒罪働を致差引、過札之内つまミニ右之通被下候」と記している。

また、文化十二年四月十日、「究竟様御法事」の赦においては、堂奥村の惣次郎をはじめとする徒罪囚五人が免じられ、その内の二人に生活資金が支給された⁽³⁹⁾。支給額とその理由について、「刑罪筋日記抜書」は「堂奥村惣次郎へ百匁、同村与兵衛へ七拾匁、右甚難渋にて村方へ帰り候ても難渋之趣相聞候ニ付、徒罪働を致差引、過札之内つまミニ被下候」と記す。支給額は、徒役の稼ぎや困窮度を考慮して決定したのだろうか。ともかくも、貧窮者が困らないようにと、当座の生活費を給与したのである。その経費は、「過札之内」すなわち過料銭として徴収した銀札のなかから支出した。前掲した徒罪提案書は、「農業之手段無之者共へハ、少分之田畑求之候価下ケ遣候ハ、為ニも可相成哉」と述べて、釈放後の生活保障を提言している。二十匁から百匁という支給額は、「少分之田畑求之候価」にはほど遠い。あくまで「つまミ」に支給する額なのである。徒罪判決に注記された釈放記事を通覧するかぎり、釈放時に「少分之田畑求之候価」を給与するという注記を見出すことはできない。ともあれ、釈放後の生活についての配慮がなされたのである。

ところで、文政元年(一八一八)二月中、倉谷村町分の百姓伊平次の悴石松(十八歳)は、博奕の罪で徒罪の判決を受け、その服役間もない三月十日、徒人小屋の塀を乗り越えて逃走した。その足で自宅に帰ったが母親の説諭

をうけ、ひそかに徒人小屋に戻った。しかしこの件は発覚し、石松は罪一等を加重して重徒罪三年に処された。この事件を裁いた吉田藤九郎・庄門堅蔵・高田織衛の三人（おそらく郡奉行）は、石松の刑罰について「此石松儀、博奕いたし候依科徒罪御仕置ニ成候処、慟愁氣難儀ニ候迎、囲を拔出候始末、不届ニ付、重徒罪可申付候哉」という伺を提出すると共に、左の「御仕置附」を添えてこの判決案を導いた根拠を説明した。

御仕置附之儀

倉谷村町分

百姓伊平次悴

石松

右寄せ場被遣候もの、寄場逃去候ハ、元之通寄場え被遣、品ニより敲之上最前之通、且悪事有之候得は死罪ニも相成、逃去候義度々ニ及ひ候得は佐州え水替人足ニ可被遣哉之趣ニは候得共、差当例は難相知候、牢拔出候もの本罪ニ相当より一等重可申付御定ニ見合、徒人小屋之義は番人等も無之、御手薄之場所ニて牢屋とは品違ひ、別紙御条目ニ見合、

御仁恵を以被立置候ハ同様ニ付、寄場ニ准シ御仕置可申付哉ニ候得とも、御当地徒人之義は当罪之百姓被遣候間、無罪無宿之取計ニてハ有之間敷、殊ニ再犯之趣意も御座候間、徒罪之内ニて一等重く重き徒罪と御仕置附仕候、

この伺が承認され、石松は中徒罪より一等重い重徒罪三年の判決に決した。⁽⁴⁰⁾ 右の「御仕置附」は、田辺藩の徒罪を考察する上に、重要な内容を含んでいる。すなわち、田辺藩の実務家が幕府の「公事方御定書」や人足寄場について、十分な認識を持っていたということを窺わせる内容なのである。「御仕置附」に「牢拔出候もの本罪ニ相当

より一等重可申付御定」とみえるが、ここに言う「御定」とは、幕府の「公事方御定書」のことであり、「牢拔出候もの本罪ニ相当より一等重可申付」という文言は、同書下巻の法文である(第八十五条牢拔手鎖外シ御構之地え立帰候もの御仕置之事の第一項)。又、「御仕置附」に「別紙御条目ニ見合」と見える別紙の文言は左の通りである。

寄場御条目写

其方共儀、無宿之ものニ付、佐州え可差遣処、此度厚

御仁恵を以寄場人足ニいたし、銘々仕覚有之手業を申付、旧来之志を相改、実意ニ立帰り、職業出精いたし元手ニも有付候様可致候、身元見届候得は年月之多少ニ無構、右場所を差免、百姓素人^(性)之ものは相応之地所被下置、江戸表出生之ものは出生之場所へ店を^(持)為待、家業可為致候、尤從

公儀も職業道具被下置候歟、又ハ其始末ニハ相応之御手当可有之候、若又

御仁恵之旨をも不弁、申付ニ背キ職業不精ニいたし候歟、或ハ悪事等有之ニおゐては重キ御仕置可申付者也、一此度人足ニ申付候上は、銘々職業出精いたし、渡世相続可致跡ニ相成候ものハ、寄場差免し、家業可相成程之手当差遣、身寄之ものえ引渡、身寄無之ものハ出生之所名主或は地役人え引渡、家業相続為致候事、

この「寄場御条目」とは、幕府の「寄場人足共へ申渡条目」のことであり、おそらく文化二年(一八〇五)六月制定のものであろう。⁽⁴¹⁾ また、「御仕置附」の冒頭に「寄せ場被遣候もの、寄場逃去候ハ、元之通寄場え被遣、品ニより敲之上最前之通、且悪事有之候得は死罪ニも相成、逃去候義度々ニ及ひ候得は佐州え水替人足ニ可被遣哉」と見えるが、これも幕府の「人足寄場御仕置書」などに基づく文言である。⁽⁴²⁾ つまり、石松の刑罰を導き出すために、幕府の「公事方御定書」「寄場人足共へ申渡条目」「人足寄場御仕置書」などを参照したのである。⁽⁴³⁾

すでに述べたように、田辺藩の徒罪制度は收容者の改善を促して社会復帰を目指した施策である。この考え方は

幕府の人足寄場制度と軌を一にする。前掲の「御仕置附」が「御仁恵を以被立置候ハ同様ニ付」と述べるのは、このことを語っている。したがって、收容者の処遇法にも共通する点が存する。強制労働に賃金を支給する作業有償制の採用は、もともと顕著な共通点である。このような状況から推察するに、田辺藩は徒罪制度を運用するにあたって幕府人足寄場の制度を参考としたばかりでなく、徒罪制度を創設するに際しても幕府人足寄場になにがしかの示唆を受けたと考えられる。

徒罪制度を採用した第七代藩主牧野以成は、江戸において心学を大島有隣に就いて修行し、藩内においては心学者薩埵徳軒を京都から招いて領内町村を巡講させた。その結果、文化元年には城下の寺内町に求心舎、文化十一年には同じく大内町に立敬舎が創立されて、心学が隆盛となったという。⁽⁴⁾

幕府人足寄場では人足共の教化改善にこの心学を採用し、月三度の休業日には心学者を招いて道話を聴かせた。

藩主以成が師と仰いだ大島有隣^{おしまうりん}(一七五五～一八三六)は、中沢道二、脇坂義堂に続く三人目の心学者として人足寄場に出講した。有隣は文政二年(一八一九)九月一日、人足寄場の教諭方に任命され、以後十七年間にわたって人足の教諭に尽くした。⁽⁴⁵⁾徒人教諭のため、田辺藩が心学を採用したかどうかは未詳である。しかし、田辺藩において心学が人々の教化に有用であると見られていたのは確かであるから、以後、徒罪制度と心学との関係如何について注意を払う必要がある。

むすび

田辺藩の徒罪制度が嘉永四年(一八五二)まで存続したことは、「徒罪入牢一件」の記事によって判明する。そ

れは、「徒罪入牢一件」収載の徒罪記事が嘉永四年を下限としており、第二十二項の「御厄年ニ付徒罪之もの御赦之事」と題する記事を収録するからである。この記事は、嘉永四年、田辺藩が藩主の厄年に当たって御赦を発令し、徒罪および押込の者二十八人の刑期を半減したことを記す。恩典に浴した二十八人は、同年四月十七日、博奕の罪によって徒罪および押込の判決を受けた者たちである。⁽⁴⁶⁾

田辺藩の徒罪制度は、その後明治時代を迎えてもなお存続し、新政府初の全国統一刑法典である「新律綱領」の徒刑にとつて替わられるまで実施されていたらしい。このことは、綾部市資料館蔵の田辺藩裁判資料によつて判明する。田辺藩裁判資料の件名目録⁽⁴⁷⁾を検索すると、「御代官吟味同心吟味等咎申渡留」四（文久二壬戌当春）という冊子に「徒罪佐右衛門病死之事」という一件が存し、また「監獄捕亡方吟味咎申渡留」（従明治三庚午年、訴事寮）には、「佐波賀村与右衛門内久三郎放埒ニ付徒人小屋入申付候事」、「行永村久五郎倅久八徒罪申付候事」、「下東村又助身持放埒ニ付徒人小屋入申付候事」、「与保呂上村辰右衛門後家そま身持不宜候ニ付徒罪小屋入申付候事」という四件の徒罪案件が収録されている。この四件は明治三年（一八七〇）以降の事案であるから、徒罪はこの時期まで実施されていたのである。つまり、田辺藩の徒罪制度は、文化七年（一八一〇）創設以来、明治三年までの六十年間にわたつて存続したということである。⁽⁴⁸⁾

収容者を社会復帰させるという徒罪制度の趣旨がどの程度に功を奏したか、これを検証することはなはだ難しい。すでに見たように、寺内町白杉屋喜兵衛の倅与三吉の場合、十八歳で徒罪に処され、釈放後も悪事を重ねてついに死罪となった。このような事態の発生することもあつたけれども、効果が上がらないことを理由として徒罪制度を廃することはしなかつたようである。廃止こそしなかつたが、嘉永安政の頃、徒人に対する処遇はかなり弛緩していたらしい。博奕犯罪者を収容する徒人小屋のなかで、こともあろうにその徒人が集団で博奕をしているの

である。田辺藩裁判資料の件名目録によると、「公事出入吟味物進達控」(嘉永三戌年十月以来)に嘉永四年(一八五二)六月二十九日落着の「徒人宗太郎外拾貳人之者小屋内ニて博奕打候一件」、「公事出入吟味物進達留」(安政二乙卯年八月以来同四巳年二月迄)に安政二年(一八五五)十一月落着の「徒人弥三吉外四人小屋ニて致博奕候一件」を見出すことができる。⁽⁴⁹⁾

丹波国の隣藩福知山藩は、朽木氏が三万二千石を支配する譜代小藩である。同藩では文化九年(一八一二)以前、博奕犯罪に適用する刑罰として「夫役」を採用した。夫役に処した者を「夫役部屋」と称する施設に収容し、所定の期間を強制労働に従事させた。夫役は博奕犯罪に適用する場合が断然多いものの、様々な軽犯罪にもこれを適用することがある。また、強制労働に賃金を支払う作業有償制を備え、教化改善主義も若干ながら垣間見られるという。博奕犯が女性の場合は夫役の適用を回避する傾向もあつたらしいという。⁽⁵⁰⁾ 已上に述べた夫役の内容は、田辺藩の徒罪に類似する。一方、「三拾杖たゞきの上ニて夫役」というように、福知山藩の夫役には笞打ちの刑を併科する二重仕置の科刑法が見られ、この点は田辺藩徒罪と相違する。福知山藩の夫役は田辺藩の徒罪を参考として創設した刑罰なのか、あるいはその逆で、田辺藩の徒罪が福知山藩の夫役を参考としたものなのか、あるいはまた両者の間には何らの関係も無いのか、今後、解明すべき課題である。

丹後国の隣藩宮津藩は、本庄松平氏が七万石を領有した。宮津藩は、文化十四年(一八一七)、博奕犯罪ならびに軽犯罪に適用するために「溜入」という刑を創設した。田辺藩の徒罪に遅れること七年である。溜入は「溜小屋」と称する施設に拘禁して所定の期間を強制労働を科す刑罰である。刑期は百日・二百日・三百日・四百日・五百日・六百日の六等級が存し、この労役を通じて「勤労意欲を身につけさせて教化・改善し、社会復帰をめざすものであつた」という。女性の博奕犯罪には溜入を適用せず、過料や追込を科した。博奕犯罪の連坐として、五人

組、村役人に科す刑は過料である。⁽⁵¹⁾溜入に関する以上の事柄は、——刑期については差異が存するもの——田辺藩の徒罪にほぼ共通している。宮津藩の溜入は、はたして田辺藩の徒罪を参考としたのであろうか。この点も今後の課題として残る。

〔註〕

- (1) 高塩博「丹後国田辺藩の博奕規定と「徒罪」」『國學院法學』四九卷二号、平成二十三年。
- (2) 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』四十三御仕置者之儀ニ付被仰渡、二五〇九(昭和九年、岩波書店)。この法令は、「公事方御定書」にも採録されている(上巻第五十二条)。
- (3) 徒人小屋の増築について、「徒罪入牢一件」第十九項は「文政十二丑年六月四日、小屋狭候付、長六間ニ巷間、瓦葺庇西之方ニ付、大工・瓦屋、其外働之もの徒人」と記す。
- (4) 田辺藩は、牢屋の看守役である牢番中間を農民から雇用している。「刑罪筋日記抜書」掟背第四冊の第二十九「牢番相勤罷在、入牢者拔出候を不存罷在候者共」という判例によると、文政二年(一八一九)正月二十九日、牢番中間を勤める田中村源蔵と小倉村伊三郎の二人は、入牢者の脱走に気づかなかつたために「村下ヶ之上、他所出留置」という処分を受けている。徒人小屋の中間についてもまた農民からこれに雇用したと推測される。
- (5) 「刑罪筋日記抜書」掟背第三冊の第四十二「御林ニ牛繫置又ハ下草刈取候者共」。
- (6) 「刑罪筋日記抜書」御赦第二冊の第七十八「所々ニて致盜賊、可処死刑ニ之者」。
- (7) 海老屋孫兵衛以外にも「からそり之上永徒罪」が適用された者があつた。それは、文化十一年九月六日、平野屋町大黒屋の喜兵衛こと又兵衛が松樹院三回忌法事の赦の恩典に浴し、「死罪」を減じられて「からそり之上永徒罪」となった事例である(「刑罪筋日記抜書」御赦第二冊の第八十四「馴合盜賊いたし死罪可申付之者」)。
- (8) 孫兵衛が右の喜兵衛とともに二度目の恩赦に遭つた記事は、左の通りである(「刑罪筋日記抜書」御赦第二冊の第八十八「在所夫々御仕置被仰付置候者、并勘当除名之者とも」)。

此孫兵衛義、文政三辰十月十四日、小屋を拔出致出奔行衛不相知、

孫兵衛
喜兵衛

其方共、先年不屈之儀有之、から剃之上永徒罪被 仰付置候処、去冬於江戸表

竹千代君様御誕生御祝儀之赦ニ、から剃永徒罪御免、重徒罪 被仰付者也、

(9) 博奕犯罪に適用した追放刑は、「刑罪筋日記書抜」博奕の冊に一例のみが見られ、その判例は前稿に掲出しておいた(前掲誌五二〇五二頁)。盗犯には追放刑を少なからず適用しており、「刑罪筋日記書抜」盗賊の冊にその判例を見出すことができる。

(10) 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』四十三御仕置者之儀ニ付被仰渡、二五〇九。

(11) 高塩博「丹後国田辺藩の博奕規定と「徒罪」」前掲誌一〇〇一二頁。

(12) 「徒罪入牢一件」の記事は、冒頭に「文化七年六月」とあつて日にちを記さない。しかし、その日付は同年六月七日である。なぜなら、徒人小屋への鍋釜などの諸道具を納入する記事が「御条目之事」にも存し、ここに六月七日と明記されているからである。

(13) 「御条目之事」は諸道具の搬入につき、

同じ(文化七年六月七日―引用者註)

一右徒人小屋へ是迄永牢屋ニ有之諸道具差遣ス、

但、ねこだ、古筵等も御代官へ申達敷遣ス、

と前置きして、諸道具の品目を列挙する。

(14) 「御条目之事」は上賄いについて、

文化八末七月廿七日。

一小屋入之上、上賄相願候得ハ、一日 合之積米ニて受取、小屋ニてたきわたし候事、と記し、米の量については明記していない。

(15) 上漆原村の仁兵衛が取り調べ中、徒人小屋に拘禁された事案は、「刑罪筋日記抜書」博奕の第二十「博奕之儀ニ付吟味ニ相成候者とも」に左のように見える。

文化八辛巳年二月廿日

一上漆原村喜助ト申者、博奕集会之宿致候趣相聞候付、令吟味候処、私儀、忝度於宮ニ村若キ者共相集繩引仕候外覺無御座、尤酒豆腐等商ひ家業仕候間、毎夕若キ者杯酒給ニ罷越、折々寝時過迄も罷在候儀は御座候得共、博奕之儀ハ不仕候趣申之、然共、其方宅ニ博奕道具等致所持候得は申分難相立、具ニ可申聞旨相尋候処、成程私方ニ前々々さひ壹ツ御座候得共、私儀ハ相用ひ候儀無御座候趣申ニ付、吟味中入牢申付候、

一同村仁兵衛、博奕いたし候趣ニ付令吟味候処、若キ時分ハ折々仕候得共、近年は不仕旨申ニ付、吟味中徒人小屋へ差遣ス、取り調べの際、上漆原村喜助は牢屋に拘禁し、一方の同村仁兵衛については徒人小屋に拘禁したのである。

(16) 夏間村久兵衛の母きのが博奕宿の罪を犯して、押込の判決を受けた判例は、

文政元戊寅年六月廿七日

(中 略)

右同人(夏間村久兵衛)母 きの

其方儀、五ヶ年以前粹久兵衛渡世ニ罷出候留守之砌、人集メいたし度々繩引博奕為致候段、不埒ニ付、押込申付ル、但、七月廿八日、押込差免ス、

というものである(「刑罪筋日記書抜」博奕の第四十四「当人持ニ罷出候留守中、繩引博奕為致候者」)。

(17) から刺の場所とその担当者について、前掲したように、「徒罪入牢一件」第十九項に「一徒罪申付候ものハ、凡て腰繩ニて小屋へ同心召連、尤空刺之ものハ、於小屋前町方髪結ニ為刺候事」という記事が存する。

(18) 徒罪の釈放とから刺の免除とを別の扱いとしたのは、「科ニどから刺計申付候儀も有之候間、から刺と計一罪無之ては不相当故」という理由からである(「徒罪入牢一件」第十七項「重キ御法事有之、徒罪之もの為赦御免、其節見樹寺おゐて役人席付絵図之事」)。

(19) 「刑罪筋日記書抜」御赦第二冊の第六十三「村方相手取訴状差出候内不屈有之、入牢之者とも」(第七十三「難渋ニ逼り致欠落候者」)。

(20) 高塩博「丹後国田辺藩の博奕規定と「徒罪」前掲誌。

(21) 「刑罪筋日記書抜」博奕の第十九「博奕会合宿并同類之者とも」。

(22) 法令に違反して発砲した罪に対して、中徒罪を適用した事例が存する。それは、「刑罪筋日記書抜」掟背第四冊中の左の判例

である(第四十八「鉄炮持扱玉扱等いたし候者」)。

文政五年二月廿二日

桑飼上村与助悴

一 手鎖町宿預ケ 又四郎

鉄炮之儀は堅御制禁にて御免筒たり共厳御定有之处、少々之口銭可有之逆狼ニ取扱、殊ニ山岸え向け玉扱いたし候段、不屈ニ付、徒罪申付、

但、同年五月十四日差免ス、

又四郎は、判決日から三ヶ月弱の日数で釈放となっている。「手鎖町宿預ケ」の日数も刑期に算入したとすれば、又四郎の徒罪は中徒罪四ヶ月であらう。

(23) 「徒罪入牢一件」の第二十項「村々人別改之節、他国出いたし候もの御咎之事」は、軽徒罪を科す違法行為を左のように定める。

天保十五年六月廿九日

村々人別改之節、他国出いたし不罷出もの并村役人共咎之儀、評議之上左之通相伺候处、伺之通相済御代官え書付相渡置、以来之儀は御代官にて取調咎可被申付様相達ス、

一人別改之節、村役人え不相届、他国出いたし候もの、十日之内ニ引戻申付候事、

但、十日之内罷帰候ハ、急度叱り、

一十一日ハ定之通軽徒罪、

(中略)

一 不相願他所稼ニ出候ものハ、早々引戻申付、軽徒罪申付、

一 欠落いたし候もの、三十日限尋申付候事、

(24) 「刑罪筋日記書拔」盗賊の第六十「致欠落尋中にて致小盗候者」。

(25) 「刑罪筋日記書拔」盗賊の第六十一「メリ無之所へ忍入致盗候者并携候者とも」。

(26) 「刑罪筋日記書拔」盗賊の第六十六「繋有之船杯へ這入度々致盗候者」。

(27) 「刑罪筋日記書拔」御赦第二冊の第百七「所々にて致小盗から剃徒罪之者」。

- (28) 「刑罪筋日記抜書」博奕の第四十三「子供ニて致小博奕、其上致小盗付、為懲之徒人小屋へ遣シ置候者」。
- (29) 幕府法においても刑罰適用上、十五歳以下を幼年者として特別扱いとする。この点については、高柳真三「江戸時代の幼年者の刑事責任」(『江戸時代の罪と刑罰抄説』昭和六十三年、有斐閣)、石井良助「わが古法における少年保護」(『日本刑事法史』法制史論集第十巻、昭和六十一年、創文社)等参照。
- (30) 「刑罪筋日記書抜」雑記第四冊の第五十六「作方之儀親類之任助力不働候者」。
- (31) 「刑罪筋日記書抜」雑記第三冊の第五十三「村方ノ相背候者之親類、村方同様不為立入并五人組之者とも」。
- (32) 「公事出入吟味物進達留」忝(綾部市資料館所蔵)。綾部市資料館は、田辺藩の郡奉行所の裁判関係資料を所蔵する。それは、訴状及判決書簿冊二〇五冊をはじめとして膨大な量に達する。「公事出入吟味物進達留」は、その中の資料である。綾部市資料館所蔵資料については、科学研究費補助金研究成果報告書『丹後田辺藩裁判資料の研究―英・独の裁判制度との比較を通じて―』(研究代表者井ヶ田良治、平成五年)参照。
- (33) 「公事出入吟味物進達留」忝の「竹屋町金物屋長左衛門厄介熊次郎盗賊一件吟味伺書」(吉田藤九郎、庄門堅蔵、高田織衛懸)。
- (34) 「公事出入吟味物進達留」忝の「寺内町白杉屋喜兵衛忝与惣吉盗賊一件吟味伺書」(吉田藤九郎、庄門堅蔵、高田織衛懸)。
- (35) 盗犯に科す刑罰は、「敲」や「敲之上御領分払」などである。「刑罪筋日記抜書」盗賊に見える「敲」の初見は、文化八年(一八一二)七月三日の判決であり(第五十八「所々ニて盗いたし候無宿之者とも」)、「重キ敲」の初見は文化四年(一八〇七)四月四日の判決である(第五十五「町方ニて衣類盗取候在方之者」)。
- (36) 「公事出入吟味物進達留」三の「西神崎村元右衛門門忝竊松盗賊一件吟味伺書」(堀豪介、宇慶恭介懸)。
- (37) しかしながら、与三吉の場合は改善の期待もむなしく、またしても盗みを働き、釈放から一年もたない文化十四年三月二十五日、今度は「敲之上重キ追放」という判決を受けた(『刑罪筋日記抜書』盗賊の第六十三「御船小屋ニて大工道具盗取、其外ニても米盗取候者并引合之者とも」)。この判決は「与三吉」のことを「与三之助」と表記する。与三之助は追放に処された後も行状改まらず、五年後の文政五年二月十一日、ついに死罪の判決を受けるに至る。すなわち、彼は立ち帰って詐欺を働いて逮捕され、牢破りまでしてしまうのである(『刑罪筋日記抜書』盗賊の第七十「御構之地へ立入致悪事、入牢申付置候処牢屋之ひごを切、合牢之者申合衣類等為盗取、其上抜出候者」)。
- (38) 「刑罪筋日記抜書」御赦第二冊の第七十四「博奕之科ニ仍て徒罪之者とも」。

(39) 「刑罪筋日記拔書」御赦第二冊の第八十九「致博奕田畑取上、から剃徒罪其外同類之者とも」。

(40) 「公事出入吟味物進達控」式の「倉谷村町分石松徒罪中小屋拔出候ニ付一件吟味伺書」(吉田藤九郎、庄門堅蔵、高田織衛懸)。

(41) 文化二年六月の「寄場人足共申渡条目」は、『徳川禁令考』後集第一、六一頁(司法省蔵版・法制史学会編、石井良助校訂、昭和三十四年、創文社)参照。

(42) 御仕置附は、その文言に「且悪事有之候得は死罪ニも相成」と見えているから、「寄場逃去致盜候もの、死罪」という規定の存する寛政九年閏七月七日制定の「人足寄場御仕置書」(『徳川禁令考』後集第一、六四く六五頁)に依拠したとおもわれる。

(43) 竊松一件の「御仕置附」もまた擬律にあたつて、幕府「公事方御定書」を引用する。「御仕置附」は左の通りである(「公事出入吟味物進達扣」三)。

御仕置附之儀

西神崎村

元右衛門掟

竊松

右は御定書ニ、輕キ盜いたし候者、敲と有之、是ハ人不居合故、手元之品又は居合候もの所持之品等、盜能品ニて高ニも無之、至て輕キ盜いたし、盜之趣意輕キものハ五十敲と有之候処、此御定書之ケ条ニて、御書物之類例ニ引合候得は、見世前或は揚り端又は家外ニ掛有之品等ニて、都て手之届能品盜取候例ニ相見申候、此者儀は、輕キ品なから家之内入、又は人物ニ有之品を盜取候義ニ候得は、御定書手元ニ有之品を、与風盜取候類ニも相当り可申候得共、右盜方ニ差別有之儀疑とも難見定、其上盜之品も輕ク御座候付、敲相当と可相伺之処、手放候ては心底相改候程も無覺束奉存候ニ付、別紙附札之通御仕置附仕候、(傍点引用者)

右に引用する「公事方御定書」は、第五十六条盜人御仕置之事の第十一項ならびに第十六項である。田辺藩は、自前の刑法典を持たず、幕府の「公事方御定書」ならびに「御書物之類例」すなわち自藩の判例等を参照しつつ、擬律を行っていたようである。

井ヶ田良治氏は、田辺藩が判決の「典拠法として「御定書」を参照」することを指摘され(「丹後田辺牧野領の刑事吟味」藩法研究会編『大名権力の法と裁判』二〇七頁、平成十九年、創文社)、また「各藩などに流布されていた御定書が念入りに参照されていた姿を知ることができる」とも述べられる(「近世譜代大名領の裁許記録と進達書類の作成」丹後田辺牧野家領の公事出入を例として「『同志社法学』五八巻一号二七頁、平成十八年)。井ヶ田氏はまた、田辺藩郡奉行所の裁許の特色を評して「服藤氏が

述べられた幕府追随型であつたといえる」とも述べておられる(「近世譜代大名領の裁許記録と進達書類の作成―丹後田辺牧野家領の公事出入を例として―」前掲誌二七頁、平成十八年)。

(44) 『舞鶴市史』通史編(上) 七二四頁(舞鶴市史編さん委員会編、平成五年、舞鶴市刊)。

(45) 石川謙『心学教化の本質並発達』一二八頁(昭和六年、章華社)、同『石門心学史の研究』一一六八―一一七〇頁(昭和十三年、岩波書店)。

(46) 「徒罪入牢一件」の第二十二項「御厄年ニ付徒罪之もの御赦之事」は、左のような記事である。
嘉永四^{辛亥}年五月評儀之上御席へ相伺候処、伺之通御下知有之候事、

御厄年之砌ニ付、

徒罪之もの共御弛之儀評儀仕申上候書付、

田 中 求 馬
円城寺市右衛門

御厄年ニ付、罪科之もの共御赦被 仰付候例ハ無御坐候得共、明和六丑年

御先代様御厄年之節、京田村之もの共切畠致候付、押込申付候処、在町八十八以上之老人共え

御祝儀被下候儀ニ付、右押込御免被 仰付候趣記録ニ相見候、然ニ酉年以來博奕いたし、去月十七日徒罪申付并押込申候もの

都合式拾八人、夫々定法に申付候者ニ御座候、然ル処、御赦之廉ニは無御座候得共、此度

御厄年ニ付、在町老人共え御祝儀も被下候砌ニ御座候間、前書御免之例ニ見合、徒罪押込ニ申付候式拾八人之者、見込之日数并

日数半高ニ相弛メ、此度

御上御厄年御祝儀之砌ニ付、格別之以

御仁恤、右積之日数相立候もの共、御免被仰付候段申渡、三十日ニ不満候日数残候者共は輕徒罪申付、其外日数相立候砌ニ前

書之趣を以、御免申渡候様仕度、此段奉伺候、以上、

亥五月

(47) 科学研究費補助金研究成果報告書『丹後田辺藩裁判資料の研究―英・独の裁判制度との比較を通じて―』五一頁(研究代表者 井ヶ田良治、平成五年)。

(48) 四件の徒罪関係記事のうち、「佐波賀村与右衛門内久三郎放埒ニ付徒人小屋入申付候事」、「下東村又助身持放埒ニ付徒人小屋入申付候事」、「与保呂上村辰右衛門後家そま身持不宜候ニ付徒罪小屋入申付候事」の三件は、懲治を目的とする徒人小屋収容であろう。また、この時期は懲治の場合には女性をも徒人小屋に収容したことが知られる。なお、「監獄捕亡方吟味咎申渡留」は、そのまの徒人小屋入に続いて「今田村久兵衛倅常藏右道断之事」^(マヤ四)「魚屋町桶屋ぬい弟栄三郎右道断之事」^(マヤ四)という案件を著録する。これも徒人小屋入の案件かもしれない。原資料を確認する必要がある。

(49) 『丹後田辺藩裁判資料の研究』英・独の裁判制度との比較を通じて『四四、四七頁。』

(50) 神崎直美「丹波国福知山藩の労役刑「夫役」について」『地域文化研究』七号、平成十六年。

(51) 神崎直美「丹後国宮津藩の溜入について」『慶應義塾大学日吉紀要』人文科学一七号、平成十四年。

〔付記 1〕 前稿「丹後国田辺藩の博奕規定と「徒罪」」(『國學院法學』四九卷二号、平成二十三年)を公表した後、谷口家資料(京都府立総合資料館寄託)ならびに田辺藩裁判資料(綾部市資料館蔵)の伝来経緯について、舞鶴市在住の郷土史家加藤晃氏のご教示に接したので、以下に記しておく。

谷口家資料ならびに田辺藩裁判資料は、ともに加佐郡の郡奉行役所がその職掌柄備えた簿冊類で、それらが什器、道具類とともに藩主家牧野氏の控邸である審致舎(舞鶴市北田辺)に搬入され、その土蔵に長く放置されていた。その間に流出したり、昭和二十八年のいわゆる二八水害の被害をうけて、廃棄されたものも多いという。

田辺藩裁判資料は、当時小学校長であった村上佑二氏が旧審致舎の土蔵に放置同然に置かれているのを見出し、反故紙同然で買い取り、綾部市の庁舎に運び込んだ。しかし同資料は再び放置され、それを綾部史談会の梅原三郎氏(綾部市教育長)らが見出し、昭和三十二年(一九五七)七月、綾部市立図書館の蔵書となった。その後綾部市資料館に所蔵替えとなり、今日に至ったものである。

昭和四十一年、旧審致舎に収蔵の什器、道具類の売り立てが行われた。その際に残った簿冊類を、舞鶴市丹波町の古物商谷口房治氏が入手された。これが谷口家資料である。

〔付記 2〕

京都府立総合資料館寄託の谷口家資料の閲覧と利用については、同館歴史資料課辻真澄氏ならびに関西学院大学名誉教授林紀昭氏のご高配を得、綾部市資料館所蔵の閲覧については同館館長近澤豊明氏のお世話になった。また、加藤晃氏は両資料の伝来についてご教示下さった。共に記して謝意を表するものである。